

広陵町地域公共交通計画の改定について

○地域公共交通計画と補助制度の連動化

当町では、国の「地域公共交通確保維持事業」（以下「本事業」という。）に基づくフィーダー補助を受けて、公共交通（広陵元気号）を運行していますが、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「公共交通活性化法」という。）が改正され、補助事業を継続して活用するためには、令和4年3月に策定した「広陵町地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）について、公共交通活性化法に基づく変更が必要となります。

本補助事業には経過措置期間が設けられていましたが、令和7年事業年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）以降は、交通計画に以下の必要事項が記載されていない場合は補助対象外となることから、改定するものです。

補助制度改正（地域公共交通計画との連動化）に伴い、交通計画に記載が必要な事項

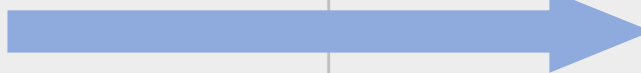
- ①本事業により運行を確保・維持する**運行系統(補助系統)の地域の公共交通**における**位置付け・役割**
- ②上記の位置付け等を踏まえた**本事業の必要性**
- ③補助系統に係る**事業及び実施主体の概要**

※令和5年12月 改定箇所について近畿運輸局確認済

○改定箇所

具体的な改定箇所及び内容は、【資料2-2】広陵町地域公共交通計画（改定案）の追記等改定箇所一覧及び【資料2-3】広陵町地域公共交通計画（改定案）を参照ください。

○改定スケジュール

1月	2月	3月	4月	5月	6月	
活性化協議会にて改定案協議	パブリックコメントの実施	改定後計画公表 (予定)				改訂後計画に基づき 補助申請